## 令和6年能登半島地震に伴う買取電力量の検針について

「令和6年能登半島地震」により被災されたみなさまには、心からお見舞い申し上げます。

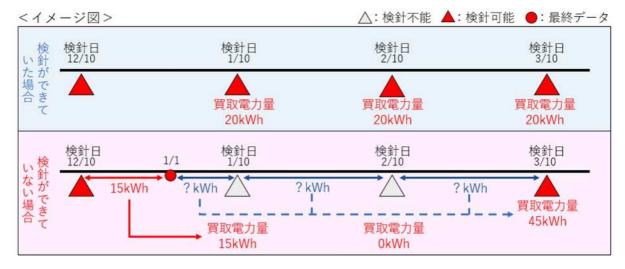
さて、震災に伴い発生した停電、計量器の損傷および道路寸断等により、検針することができない箇所があります。

1月分検針日に検針することができない場合、検針することができるまでの買取電力量については、以下のとおり取扱いいたしますので、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

## 1. スマートメータ設置箇所の買取電力量について

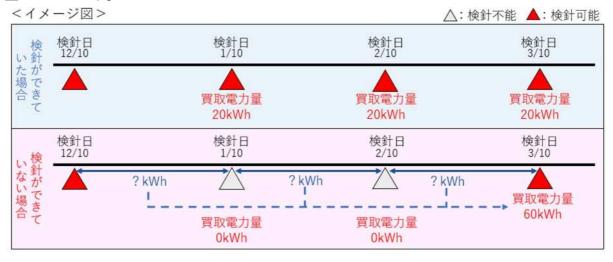
12月分検針日(前回検針)から1月1日までの期間の買取電力量を1月分の買取電力量とし、当該買取電力量に対する料金をお支払いたします。

1月1日以降の買取電力量については、OkWhとしたうえで、翌月以降に検針することができるようになった後、当該検針実施月分の買取電力量といたします。



## 2. スマートメータ以外の計量器設置箇所の買取電力量について

12月分検針(前回検針)以降の買取電力量を把握できていないため、1月分の買取電力量を0kWhとしたうえで、検針することができるようになった後、当該検針実施月分の買取電力量といたします。



## 3. その他

検針再開後、計量器の消失等により買取電力量を検針できない場合については、別途、買取電力量について協議の上、定めることといたします。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

北陸電力送配電株式会社 ネットワークサービスセンター 託送料金課 電話 0570-051-081 (ナビダイヤル「4」) (受付時間:9~12時、13~17時 土曜・日曜・祝日は除く)